

第10章 計画推進にあたって

本計画は、緑の将来像及び目標水準の実現に向けた緑の配置方針、緑化の推進方針及び緑化重点地区の整備方針で構成されています。

本計画を推進するためには、関係する事業の調整と進行管理を行う体制を確立するとともに、緑を守り、つくり、育てることへの市民や事業者等の理解と協力を得ながら、市全体での緑の量と質の確保に向けた緑地の保全や維持管理、緑化等の活動等の促進を図ることが重要になります。

10-1 今後の課題

(1) 個別計画の調整

本計画で示している公共施設緑地の整備方針等のなかには、道路や河川などの関連する個別計画に基づいて実施されるものが多くみられます。

したがって、本計画を推進するには、公共施設緑地の整備目標や整備方針と公共施設における個別計画との調整を図る必要があります。

(2) 地域地区の指定

本計画に示す風致地区、緑地保全地域・特別緑地保全地区等の指定を具体化するため、三重県や地区内の地権者等と協議・調整し、地区指定を検討します。

(3) 緑の量の確保に向けた民間施設緑地の整備及び民有地の緑化の促進

緑の量を確保するには行政による公園や緑地の整備だけでは限界があり、本計画に示すように市民緑地や市民農園の確保、住宅地、商業地、工業地等における緑化の促進を図っていくことが不可欠です。そのため、市民・事業者への緑に関する情報提供の強化に努めるとともに、市民・事業者の活動体制の育成、自治会等の地域組織や市民グループ・NPO、企業などが参加した横断的な緑化推進体制の組織化、自主的な緑化活動等への支援制度の創設など、市民・事業者が積極的に緑地の整備や緑化促進等を行うことができるような支援に努めます。

(4) 緑の質の向上

緑地や都市公園の量的な整備だけでなく、市民が身近に自然とふれあう場として、また多様な生物の生息環境として、さらには地域の風土の保全や付加価値を高めるうえで、緑の質を高めていくことが必要です。そのため、市民・事業者が参加し、公園の利用促進につながるような公園づくり等の機会を確保するとともに、市民・事業者、行政等の協働による竹林再生活動など、緑の質を高める活動の推進に努めます。

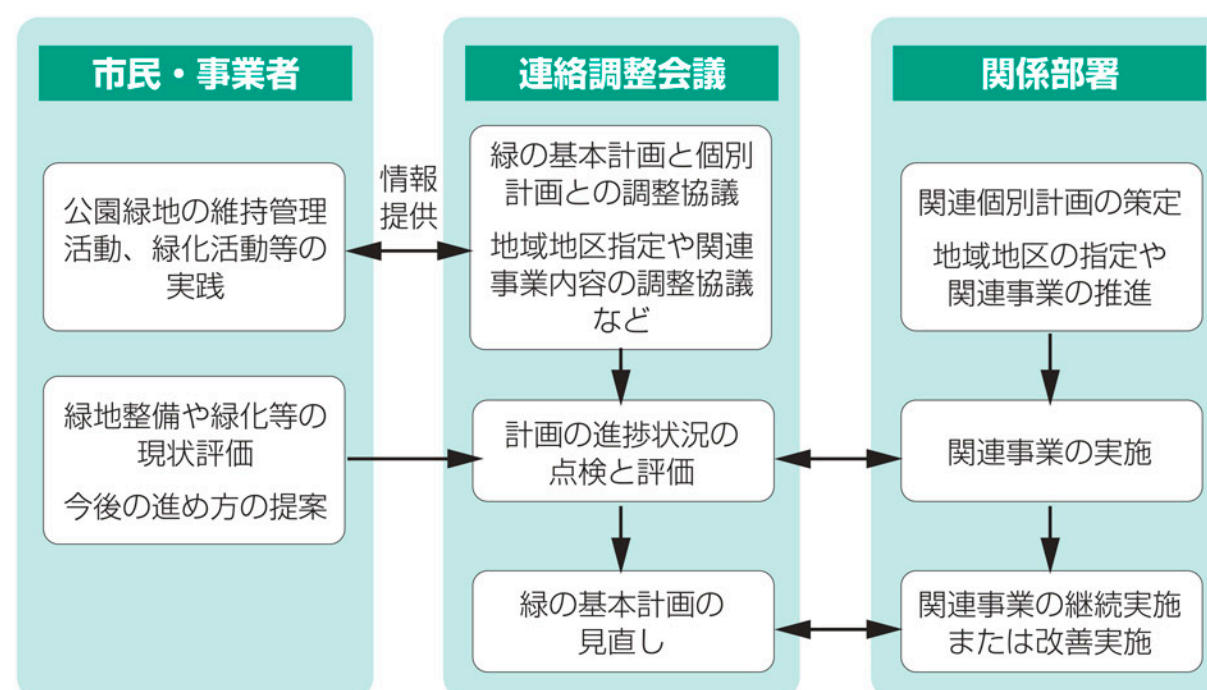
10-2 計画の進行管理

本計画を推進するために、計画に基づく関連事業を実施計画に反映させて着実な事業実施を図るほか、定期的に施策・事業の進捗状況を確認したうえで、必要に応じて計画内容を見直すことも検討します。

そのために、庁内の関係部署によって構成される連絡調整会議を開催し、計画の進捗状況の点検・評価及び計画の見直しのほか、各課の個別計画や事業内容の調整を図ります。

また、計画の点検・評価にあたっては、本計画の内容と進捗状況を市民・事業者へ情報提供を行い、各主体による緑化活動を促進するとともに、市民・事業者の視点から見た緑地整備や緑化等の現状に対する評価や今後の進め方についての提案を受け、評価や見直しに反映させるように努めます。

【図表10-1】 緑の基本計画の推進体制



事業者による緑化活動